

## 介護予防・日常生活支援総合事業について

### 1 本市独自サービスへの参入について

本市独自の介護予防・生活支援サービスである、生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの指定状況は下記のとおりです。今後も利用者が増加することが予想されますので、更なる参入をお待ちしております。指定申請の手続き等に関しては「NAGOYA かいごネット」にてご案内を行っております。

(令和2年6月1日時点)

サービス種別	生活支援型 訪問サービス	ミニデイ型 通所サービス	運動型 通所サービス
指定件数	315件	59件	135件

### 2 本市のサービス種別とサービス種類コードについて

予防専門型訪問サービス及び予防専門型通所サービスのみなし指定が平成30年3月31日で終了したことに伴い、平成30年4月1日からの各サービスの種別とサービス種類コードは以下のとおりです。

<本市のサービス種別とサービス種類コード（平成30年4月～）>

サービス種別	サービス 種類コード	対象事業者
予防専門型訪問サービス	A 2	予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
生活支援型訪問サービス	A 3	生活支援型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
予防専門型通所サービス	A 6	予防専門型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者
ミニデイ型通所サービス 運動型通所サービス	A 7	ミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者

※ 共生型サービスについては、別途「NAGOYA かいごネット」に掲載

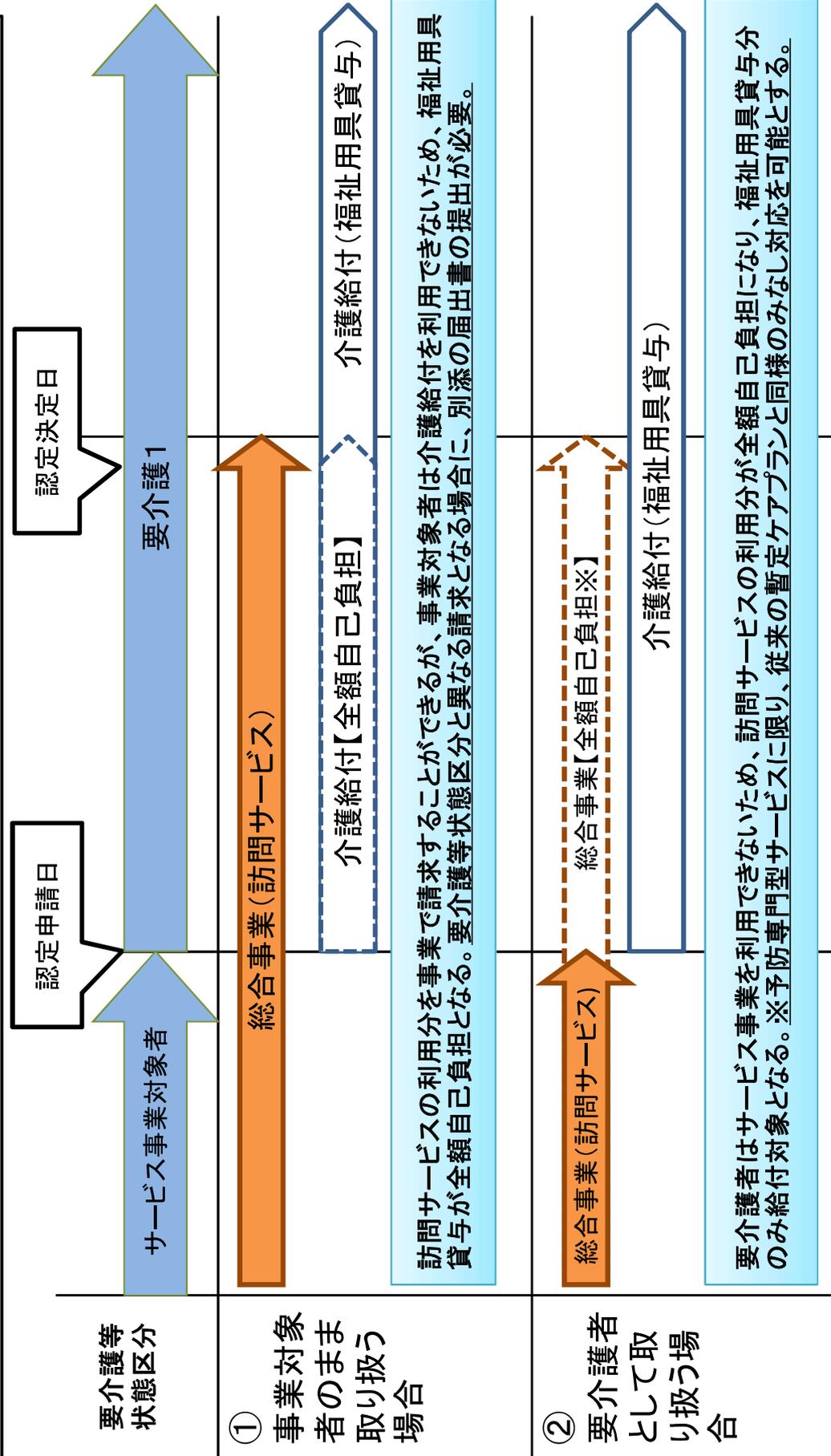
### 3 総合事業QAについて

事業者の方からよくいただく質問について、QAにまとめたものを「NAGOYA かいごネット」に掲載（※）しています。内容も随時追加していきますので、定期的にご確認いただくようお願いします。

※ 「事業者向け>総合事業・いきいき支援センター関係>総合事業」

## 総合事業ガイドライン案に係るQ&Aについて 平成27年3月31日介護保険最新情報vol.450

基本チェックリストによる事業対象者が訪問サービスを利用していたが、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて訪問サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、訪問サービスの利用分は全額自己負担になるのか。【第4 サービス利用の流れ 問4】 ※表現の若干の修正有り



(宛先) 名古屋市 区長

要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届出書

私は、以下の要介護認定有効期間の開始日以降、介護給付サービスを利用するまでの間に利用した介護予防・生活支援サービス事業費の支給を希望しますので届出します。

<申請者>

被保険者番号

1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

氏名 介護 太郎

住所 名古屋市〇〇区〇〇町△△

<要介護認定有効期間>

令和2年10月20日 ～ 令和3年4月30日

<認定有効期間中の総合事業サービス利用期間>

令和2年10月20日 ～ 令和2年11月19日

<介護サービス利用開始(予定)日>

令和2年11月20日

窓口に来られた方(郵送の場合、ご本人が来所された場合は記入する必要はありません。)

住所

氏名

[被保険者との関係 家族・事業者・その他 ( )]

## 総合事業の日割り算定について【補足資料】

総合事業の月額包括報酬の日割り算定につきましては、以下の取扱いとなります。なお、別紙「いきいき支援センター連絡会資料」のとおり、いきいき支援センターにおいて標準的な取扱いが定められておりますのでご承知おきください。

### ①月の途中より新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。

6/1	6/10 契約日	6/20 利用開始予定日	6/30
-----	----------	--------------	------

例) 起算日を 6/20 利用開始予定日とした場合  
予防専門型通所サービス：日割単位数×11日（起算日からの日数）

※利用者と事業所との合意を前提に、利用開始予定日を起算日として日割り算定を行う。  
※上記の例において、利用者の都合等により実際には7月から利用を開始し、6月中に利用実績がない場合は、6月分は報酬を算定せず、7月分から月額包括報酬（日割りなし）を算定する。

### ②月の途中より総合事業サービスの間で利用サービスを切り替えた場合

例) 予防専門型通所サービスからミニデイ型通所サービスに月途中で切り替えた場合

- ・ミニデイ型通所サービスについては、ミニデイ型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。
- ・予防専門型通所サービスについては、上記の起算日の前日までの日数で日割り算定を行う。

6/1	契約解除日	6/10 契約日	6/20 利用開始予定日	6/30
-----	-------	----------	--------------	------

予防専門型通所サービス → ミニデイ型通所サービス

例) 起算日を 6/10 契約日とした場合  
予防専門型通所サービス：日割単位数×9日（起算日の前日までの日数）  
ミニデイ型通所サービス：日割単位数×21日（起算日からの日数）

※厚労省事務連絡の表下に記載のとおり「※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日とする。」ことから、予防専門型通所サービスとミニデイ型通所サービスの日数の合計を、6月であれば30日としなければならない。

## 質問や意見等について

### 【質問】

#### ● 「新しい総合事業」の日割り算定について

NAGOYAかいごネットに平成 28 年 6 月 8 日付けで掲載された介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に係る Q & A の No. 7 において、月額包括報酬の日割り算定では、「契約日については、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を用いても差し支えない。」と記載されているが、29 の各いきいき支援センターにおいて対応を統一したいと考えている。下記の内容を、いきいき支援センターにおける標準的な取扱いとしても良いか。

<新しい総合事業の日割り算定における契約日の取扱いについて>

- ・原則、契約書内の契約期間に利用開始予定日を記入し、その日を「契約日」とみなして日割り算定を行う。
- ・契約書内に契約期間の記載のない場合は、サービス担当者会議などの場で、利用者と事業者が合意のうえで利用開始予定を決め、それを「契約日」とみなして、ケアプラン・利用票に反映させる。
- ・結果として、利用開始日が変更となっても、日割りの算定開始日（契約日）は変更しない。

～いきいき支援センター事務局～

特に問題ありません。ただし、上記の内容はいきいき支援センターにおける標準的な取扱いであるため、個々のケースにおいて、利用者と事業所の合意を図ったうえで、対応していただくようお願いします。

上記内容に係る想定 Q A

### 【質問】

上記の標準的な取扱いの説明をしたうえで、事業所から、利用者との契約日を起算日としたいとの申し出があった場合はどのように対応すれば良いか。

厚労省事務連絡には契約日を起算日とする旨が示されていること、及び上記の標準的な取扱いは利用者と事業所の合意が前提であることから、質問のケースでは利用者との契約日を起算日として対応することになります。

### 【質問】

既に契約を交わし、利用者に対して費用等の説明を終えている場合に、上記の標準的な取扱いを遡って適用する必要があるか。

質問のケースにおいて、契約日や契約書内の契約期間を起算日として対応している場合には、遡ってやり直す必要はありません。

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。  
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自)  ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> <li>・区分変更(事業対象者→要支援)</li> </ul>	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護→要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> </ul>	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との契約開始</li> </ul>	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)</li> </ul>	退居日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)</li> </ul>	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)</li> </ul>	退所日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間開始</li> </ul>	開始日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	資格取得日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> <li>・区分変更(事業対象者→要支援)</li> </ul>	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(事業対象者→要介護)</li> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> </ul>	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)</li> </ul>	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)</li> </ul>	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)</li> </ul>	入所日の前日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間終了</li> </ul>		終了日	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</li> <li>・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> <li>・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。</li> </ul>		-	

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。  
 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。  
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

令和元年10月30日

各基準緩和型通所サービス事業者 管理者 様  
各いきいき支援センター センター長 様  
各区保健福祉センター福祉部福祉課長 様  
各区支所区民福祉課長 様

名古屋市健康福祉局  
高齢福祉部地域ケア推進課長

### 基準緩和型通所サービスの利用期間の取扱いの見直しについて

日頃は本市介護予防事業にご協力とご理解賜りまして誠にありがとうございます。

基準緩和型通所サービスにつきましては、6か月のサービス利用期間で利用者の心身状態の維持・改善を図り、利用終了後は自主的に継続して介護予防に取り組んでいただけるよう支援することを目的として実施しております。

事業開始以降、事業の検証を行い、それらの結果を踏まえ、下記のとおり、令和2年4月より利用期間の取扱いを見直すこととしましたので、ご確認いただき、今後も引き続き適正な事業運営及び周知に努めていただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### (1) 見直し内容

事業対象者相当の心身の状態である場合は、利用期間を更新できるものとします。

#### 【更新判定の流れ】

①事業者が3か月ごとに基本チェックリストを活用し、心身の状態を確認。

↓

②いきいき支援センターが更新可否の判定。

基本チェックリストの結果が

事業対象者相当 → 更新可

事業対象者非該当相当 → 更新不可

※上記内容を含め、他の詳細な取り扱いはQ Aに掲載予定です。(別添参照)

(2) 対象サービス ミニデイ型通所サービス・運動型通所サービス

(3) 見直し時期 令和2年4月

## 基準緩和型通所サービスの利用期間について（令和2年4月からの取扱い）

### 1. 利用期間の更新について

事業対象者相当の心身の状態である場合は、利用期間を更新できるものとします。

### 2. 更新判定までの流れについて

- ① 事業者が3か月ごとに基本チェックリストを活用し、心身の状況を確認します。
  - ② 事業者は確認後、当該基本チェックリストを担当のいきいき支援センター（※）に提出します。
  - ③ いきいき支援センター（※）が更新可否の判定を行います。
- ※委託ケースの場合は、いきいき支援センターを委託先の居宅介護支援事業所と読み替えてください。

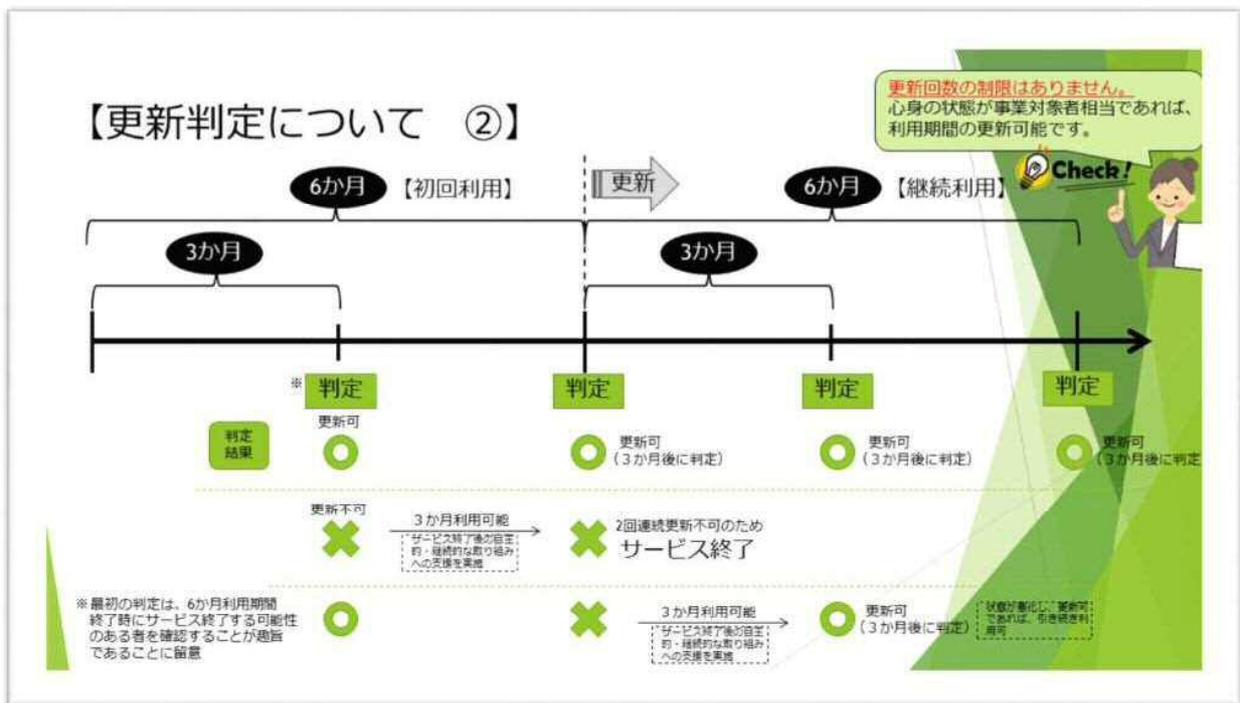
### 3. 更新判定について

更新判定は、3か月ごとに行います。

- 判定結果 - 事業対象者相当 → 利用期間更新可
- 判定結果 - 事業対象者非該当相当 → 利用期間更新不可

※更新不可判定が出た場合は、サービス終了後の自主的・継続的な取り組みへの支援するための必要期間として、引き続き3か月間は利用可能です。

※次回3か月後の判定で、更新不可判定が2回連続となった場合は、サービス終了となります。



#### 4. ケアプランについて

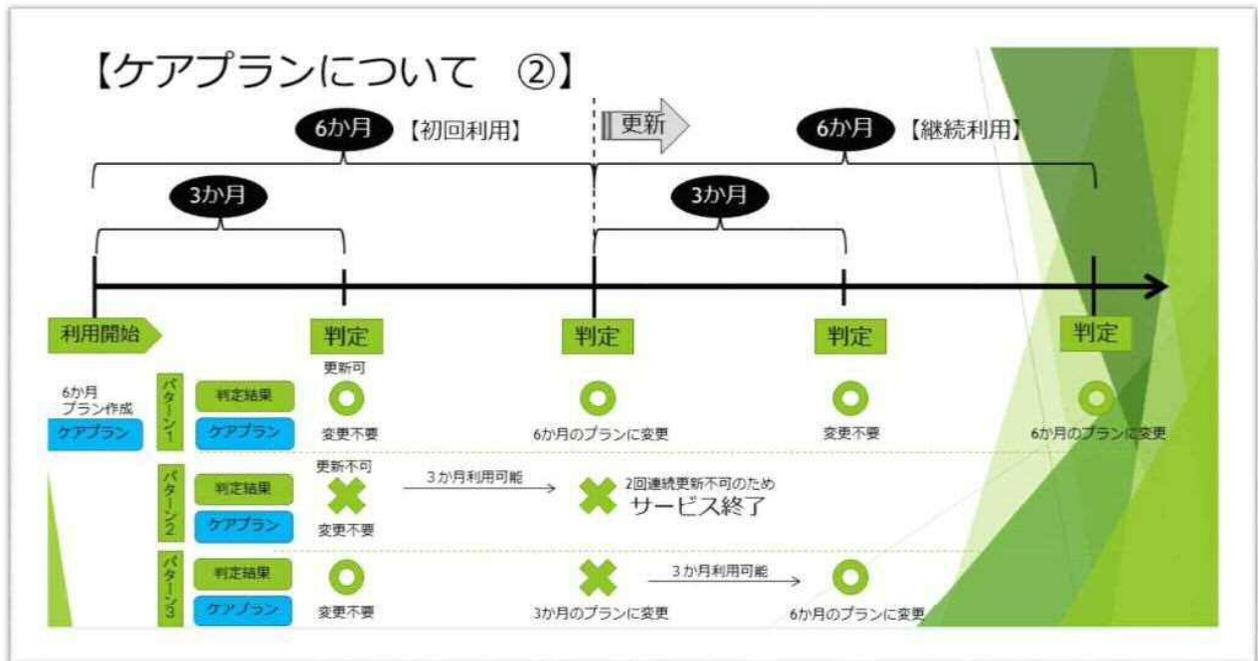
○初回利用時は6か月のケアプランを作成

○ケアプランに位置付けられている当該サービスの利用期間終了時の判定結果が、

→更新可の場合

→ 利用期間6か月のケアプランに変更

→更新不可の場合（連続して更新不可だった場合を除く） → 利用期間3か月のケアプランに変更



#### 5. 基本チェックリストの結果の取扱いについて

○いきいき支援センター → 事業対象者の判定のために実施

※事業対象者非該当判定となった場合は、サービス対象者から外れるので、当該サービス及び他のサービスも利用できません。

○サービス事業所 → サービス利用更新判定のために実施

※更新不可判定が2回連続となり、サービス終了となった場合でも、要支援・事業対象者の認定・判定が取り消されるものではないため、ミニデイ型・運動型通所サービス以外のサービスは利用できます。

＜介護予防改善加算＞

内 容													
区分													
概要	<p>利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数を乗じた単位数を加算するもの</p>												
対象サービス	<p>・ミニデイ型通所サービス    ・運動型通所サービス</p>												
算定要件	<p>「心身の状態の改善」とは、ミニデイ型通所サービスは以下の①を、運動型通所サービスは以下の①と②の両方を満たすことをさす。</p> <p>① 基本チェックリストのNo.1 からNo.20 までの項目について、サービス終了時における該当項目の合計数が、サービス利用前の該当項目の合計数より減少していること</p> <p>② 基本チェックリストのNo.6 からNo.10 までの項目について、サービス終了時における該当項目の合計数が、サービス利用前の該当項目の合計数より増加していないこと</p> <p>また、運動型通所サービスはサービス提供終了日から1 か月間、ミニデイ型通所サービスはサービス終了月から翌月末日までは、他の通所サービスを利用しなくても、改善された心身の状態が維持できることを要件とする。</p>												
単位数	<p>【50 単位×利用月数】をサービス終了月に加算（利用月数の上限は6 月）</p> <p>例) ① 6 か月利用して状態改善して終了：50 単位×6 月→300 単位</p> <p>② 3 か月利用して状態改善したので、利用可能期間の途中で、サービスを終了：50 単位×3 月→150 単位</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 6/1 利用開始</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">11/30 利用終了予定 →11 月利用分に 300 単位を算定</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>② 6/1 利用開始</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">8/31 利用終了（当初のケアプランは11/30 利用終了予定） →8 月利用分に 150 単位を算定</p> </div>	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月								
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月								
その他留意点	<p>以下の理由によりサービスを終了した者は、算定要件を満たしている場合でも加算を算定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体状態等の悪化により、通所が困難になった場合</li> <li>・ 介護保険の認定申請の結果、要介護状態に認定された場合</li> <li>・ その他、サービスを終了する理由が不明なものや把握が困難な場合</li> </ul>												

<評価加算>

区分	内容						
概要	サービス提供開始日から3か月経過時ごと及びサービス利用終了月において、サービス利用者の日常生活の状況や心身の状態等を把握するための評価を実施した月に所定の単位数を加算するもの						
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動型通所サービス</li> </ul>						
算定要件	<p>所定の評価項目について評価を実施した場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【所定の評価項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主観的健康感</li> <li>・基本チェックリスト</li> <li>・転倒リスクアセスメント</li> <li>・体力測定</li> <li>・開眼片足立ち</li> <li>・歩行能力</li> <li>・握力</li> <li>・TUG (Time Up &amp; Go)</li> <li>・その他</li> </ul> </div>						
単位数	<p><b>【230 単位】</b> を評価実施月に加算</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>6/1 利用開始</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">6月</td> <td style="width: 16.6%;">7月</td> <td style="width: 16.6%;">8月</td> <td style="width: 16.6%;">9月</td> <td style="width: 16.6%;">10月</td> <td style="width: 16.6%;">11月</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">11/30 利用終了予定</p> <p style="text-align: right;">→ 8月利用分に <u>230</u> 単位を算定</p> <p style="text-align: right;">→ 11月利用分に <u>230</u> 単位を算定</p> </div>	6月	7月	8月	9月	10月	11月
6月	7月	8月	9月	10月	11月		

## 『介護予防・日常生活支援総合事業における状態像の目安の見直しについて』

平成 28 年 6 月から開始しました介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、「予防専門型訪問サービス」及び「予防専門型通所サービス」の利用対象となる方の「状態像の目安」を示し、事業を実施してきました。

今般、事業の実施状況を検証した結果、「状態像の目安」が曖昧といった意見等から、より客観的で分かりやすい内容に変更し、心身の状態に応じた適切なサービスを案内するため「状態像の目安」を平成 29 年 5 月 1 日より下記のとおり見直しましたので、ご承知おきくださいますようお願い致します。

### 【見直し後の状態像の目安】

各サービスについて、状態像の目安のうち①～④のいずれかに該当すること。

区分等	見直し後	見直し前
予防専門型訪問サービス	状態像の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 継続的なサービス利用が必要な方（これまで「介護予防訪問介護」を利用していた方）</li> <li>② 身体介護が必要な方</li> <li>③ 専門職による見守りが必要な方（退院直後や自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時支援できる状態で行う見守り等）</li> <li>④ その他①から③までの状態像に準ずる方</li> </ul>
	基準	状態像の目安に対する基準の定めはなし
予防専門型通所サービス	状態像の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 継続的なサービス利用が必要な方（これまで「介護予防通所介護」を利用していた方）</li> <li>② 通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方</li> <li>③ 転倒の既往（過去1年以内に1回以上）がある等、転倒の危険性が高いことにより、閉じこもりがちで、通所サービスを利用するにあたり送迎が必要な方</li> <li>④ その他①から③までの状態像に準ずる方</li> </ul>
	基準	状態像の目安に対する基準の定めはなし

## 「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」指定事業所の 空き状況に関する情報の提供について

「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」の円滑な利用案内のため、NAGOYAかいごネットにおいて、各指定事業所の空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）に関する情報を29年4月より提供しています。

指定事業所においては、空き状況を所定の様式にて事業所が所在する圏域のいきいき支援センターへご報告いただきますようお願いいたします。

### 1 提供方法

毎月末、NAGOYAかいごネットに、「生活支援型訪問サービス」、「ミニデイ型通所サービス」の指定事業所すべてについて、翌月および翌々月の空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）を提供します。（下表太枠内）

No.	事業所情報					通常の事業の実施地域														4月の事業所空き状況					5月の事業所空き状況										
	介護保険事業所番号	法人(個人)名	事業所名	事業所所在区	事業所所在地	事業所電話番号	千種	東	北	西	中村	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
23A01 *****	*****	*****	千種	**町**-*	052-***-***	○	○					○									○	-	△	○	○	○	×	-	-	△	○	○	△	△	-
23A02 *****	*****	*****	東	**町**-*	052-***-***		○				○	○										-	○	○	○	○	○	問	-	○	○	○	○	○	×

### 2 調査方法

指定事業所から毎月15日までに、事業所が所在する圏域のいきいき支援センターへ翌月および翌々月の空き状況をFAXで報告をいただきます。

※報告様式は次頁「事業所空き状況について」をご確認ください。

(NAGOYAかいごネットからダウンロードできます)

《受け入れ状況の目安》		
○：十分空き有り	△：少し空き有り	×：空きなし
問：問い合わせ可	—：休業日	空白：情報なし

※上記は、受け入れ状況を記入する際の目安としてお考えください。現利用者状況のほか、事業所の都合等も勘案いただき、新規利用者の受け入れ可能状況を記入していただければ結構です。

### 3 報告にあたっての留意点

- (1) 毎月の報告にご協力をお願いします。ただし、当面の間、新規利用者の受け入れを行わない事業所については「その他特記事項」にその旨を記載いただければ、変更がない限り毎月の報告は不要です。
- (2) 報告する時点で把握できているおおよその受け入れ状況で構いません。次月の報告時までには受け入れ状況に変化があったとしても訂正の連絡は不要です。
- (3) 報告がない場合、事業所の受け入れ状況は情報なし（空白）として取り扱います。

(        ) 区 (        ) 部  いきいき支援センター あて	事業所名
FAX :	FAX :

令和    年    月    日

### 事業所空き状況について

生活支援型訪問サービス ・ ミニデイ型通所サービス につきまして、翌月分、翌々月分の事業所における空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）を提供いたします。

①空き状況 【 生活支援型訪問サービス・ミニデイ型通所サービス 】

※ NAGOYA かいごネット掲載情報

	日	月	火	水	木	金	土
(    ) 月分							
(    ) 月分							

《空き状況の目安》

【○：十分空き有り】 【△：少し空き有り】 【×：空きなし】 【問：問い合わせ可】

【一：休業日】 【空白：情報なし】

②その他特記事項

「①空き状況」で伝えきれない事業所情報等があれば、下表にご記入ください。

※ NAGOYA かいごネット非掲載情報

# 認知症高齢者グループホーム居住費助成について

## 1 概要

認知症高齢者グループホームに入居する一定の所得要件等を満たす方に対して、居住費の一部助成を行うもの。(平成30年1月制度開始)

## 2 対象者

名古屋市の被保険者で、以下の①～③のすべての要件に該当する方。

所得要件	<u>①市町村民税非課税世帯で、②本人の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（*）の合計が80万円以下であること</u> ※別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税であること
資産要件	<u>③預貯金等が一定額以下（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）であること</u>

**※生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者については助成対象外**

\*「合計所得金額」とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額をいう。なお、ここでは、年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となる。

## 3 助成額

居住費（家賃・光熱水費）について、月額20,000円を上限として助成する。

## 4 助成のながれ

- ①助成対象者はあらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、交付された助成認定証を、利用する認知症高齢者グループホーム事業所へ提示する。
- ②助成額の支払いは、原則、認知症高齢者グループホーム事業所への現物給付（市から事業所へ助成額を支払い、助成額を除いた居住費を利用者が負担）とする。

## 5 その他

グループホーム事業者が必要な手続き等については、NAGOYA かいごネットに掲載（事業者向け）介護保険事業者の指定・登録 - 認知症高齢者グループホーム居住費助成について

## 生活援助を一定回数以上位置付けたケアプランの届出について

### 1. 概要

先の制度改正において、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、平成 30 年 10 月 1 日以降に作成（新規・更新）または変更（「軽微な変更」を除く。）した居宅サービス計画（ケアプラン）について、訪問介護における生活援助中心型サービスを国が定める回数以上位置づける場合、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村へ届け出ることとなりました。

### 2. 対象となるプラン

ケアプランを作成または変更した時点で、訪問介護において以下の回数以上の「生活援助」（生活援助を単体で行うもののみを指し、1 回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在するものを除く。）を位置づけたもの。

（1 月あたりの回数）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2 7	3 4	4 3	3 8	3 1

### 3. ケアプランの検証方法

提出のあったケアプランは、介護支援専門員が適切なケアマネジメントがされているかを確認し、ケアプランを作成した介護支援専門員に対し、電話または対面にて内容の聞き取りを行い、必要に応じて指導を行います。

### 4. ケアプランの提出

#### （1）提出物

本市被保険者全員分（当該月分）のケアプラン（第 1 表～第 4 表及び第 6 表・第 7 表）及びアセスメント表（基本情報を含む。）

（生活援助の必要性を記載した箇所は色を塗るなど、わかりやすく表示して下さい。）

#### （2）期限

該当するケアプランがある場合、利用者の同意を得て交付した月の翌月末日までに自主的に提出して下さい。

#### （3）提出方法等

提出方法：郵送

提出先：名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話番号：052-972-2594

## 令和2年度介護サービス情報公表について

介護保険法115条の35により、介護サービス事業者は介護サービス情報を年1回以上、名古屋市に報告する必要があります。

「2 情報公表制度の報告対象事業所」に該当する事業所は、「1 情報公表制度の報告について」のとおり介護サービス情報について報告してください。

### 1 情報公表制度の報告について

#### (1) 報告方法

インターネット上の介護サービス情報公表システムの報告用ページから報告してください。（<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/23/>）

※令和2年度の報告は令和2年9月上旬ごろから上記 URL より入力可能となる予定です。

入力可能な状態となり次第、NAGOYAかいごネットにてお知らせしますので、適宜ご確認をいただいたうえで、期日までに必ず報告をしてください。

※IDは事業所番号です。

※パスワードは前回報告時（事業所でパスワードを変更された場合はそのパスワード）のものになります。

パスワードを忘れた場合につきましては、名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課あてにメール（[a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)）で、件名「パスワード問い合わせ」とし、本文に「事業所番号」、「事業所名」、「サービス種別」を記載してお問い合わせください。電話での回答はできません。

#### (2) システムの操作方法について

操作方法については、介護サービス情報公表システム内の操作ガイドを参照してください。

### 2 情報公表制度の報告対象事業所について

#### (1) 令和元年12月までに指定を受けた事業所で平成31年1月から令和元年12月の介護報酬額が年間100万円を超える事業所

介護サービス情報公表システムにより**令和2年9月30日（水）**までに報告してください。

※「基本情報」及び「運営情報」の入力画面で必要事項を入力後、それぞれの画面で「記入した内容をチェックし登録する」を押してください。最後に、「記入メニュー」に戻り「この内容で提出する」ボタンを押してください。

※「事業所の特色」及び「指定都市独自項目」は任意項目です。

※記入メニューで基本情報及び運営情報の状況が「提出済」になれば、報告完了です。

※平成31年1月から令和元年12月の年間介護報酬額が100万円以下の事業所は、報告不要です。

#### (2) 令和2年1月から令和2年3月までの新規指定事業所で、令和元年度の「介護サービス情報公表システム」にて報告いただいている場合は、令和2年度の「介護サービス情報公表システム」での報告は不要です。

(3) 令和2年4月から令和2年9月までの新規指定事業所につきましては、令和2年度の「介護サービス情報公表システム」での報告を**令和2年9月30日(水)**までをお願いします。

(4) 令和2年10月以降の新規指定事業所につきましては、パスワードの郵送時に別途お知らせします。

※(2)から(4)に該当する事業所は「運営情報」の入力は不要です。

※「基本情報」に変更があった場合の修正作業は各事業所において行っていただく必要があります。

### 3 情報公表調査について

#### (1) 調査対象事業所

- ① 平成31年1月から令和元年12月までに指定を受けた事業所で前年の介護報酬額が100万円を超える事業所
- ② 平成30年12月までに指定を受けた事業所で調査を希望する事業所
- ③ 実地指導対象事業所（①及び②の事業所等を除く。）
- ④ 報告内容に虚偽が疑われる場合や公表内容について利用者等から通報があった場合等で、市長が調査を実施する必要があると判断した事業所

#### (2) 調査手数料

上記②については事業者により調査手数料をご負担いただきますが、他については必要ありません。

※①と②は指定調査機関の調査員が事業所を訪問し調査を実施いたします。後日指定調査機関から連絡がありますので、調査日程の調整をしていただき、調査を受けてください。

### 4 調査を希望する事業所について(平成30年12月31日までに指定を受けた事業所)

調査を希望し情報を公表する事業所については、公表システムにおいて明示され、他の事業所と区分し公表されます。

なお、**今年度の情報公表調査申込は令和2年6月30日(火)まで締め切りました。**

### 5 その他

介護サービス情報公表の詳細については、NAGOYAかいごネット(事業所向け)に掲載していますので、確認いただきますようお願いします。

(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/disclose/index.html>)

<お問合せ先>名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-4628 FAX：052-972-4147

メール：a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

**※ 電話によるお問い合わせは、9時半～12時、13時～16時半にお願いします。**

【介護サービス情報の調査手数料の一覧】

区 分	手 数 料 の 額
訪問介護又は夜間対応型訪問介護	1件につき 23,100円
訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1件につき 23,100円
訪問看護、介護予防訪問看護又はこれらと一体的に行われる療養通所介護	1件につき 23,100円
訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	1件につき 23,100円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1件につき 23,100円
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護	1件につき 23,700円
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション又はこれらと一体的に行われる療養通所介護	1件につき 23,700円
短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護	1件につき 24,200円
短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）	1件につき 24,200円
短期入所療養介護（介護医療院に係るものに限る。）、介護医療院サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院に係るものに限る。）	1件につき 24,200円
短期入所療養介護（介護老人保健施設又は介護医療院に係るものを除く。）、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設又は介護医療院に係るものを除く。）	1件につき 24,200円
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）	1件につき 23,700円
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）	1件につき 23,700円
認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	1件につき 23,700円
小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護	1件につき 23,700円
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	1件につき 23,700円
福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売	1件につき 22,500円
居宅介護支援	1件につき 22,500円

（備考）介護サービス情報調査手数料について、同一の事業所又は施設において、各区分の欄に掲げる複数の介護サービスに関し一体的な調査が同時に行われる場合にあっては、この複数の調査を1件とする。

# 介護サービス情報の公表制度の仕組み

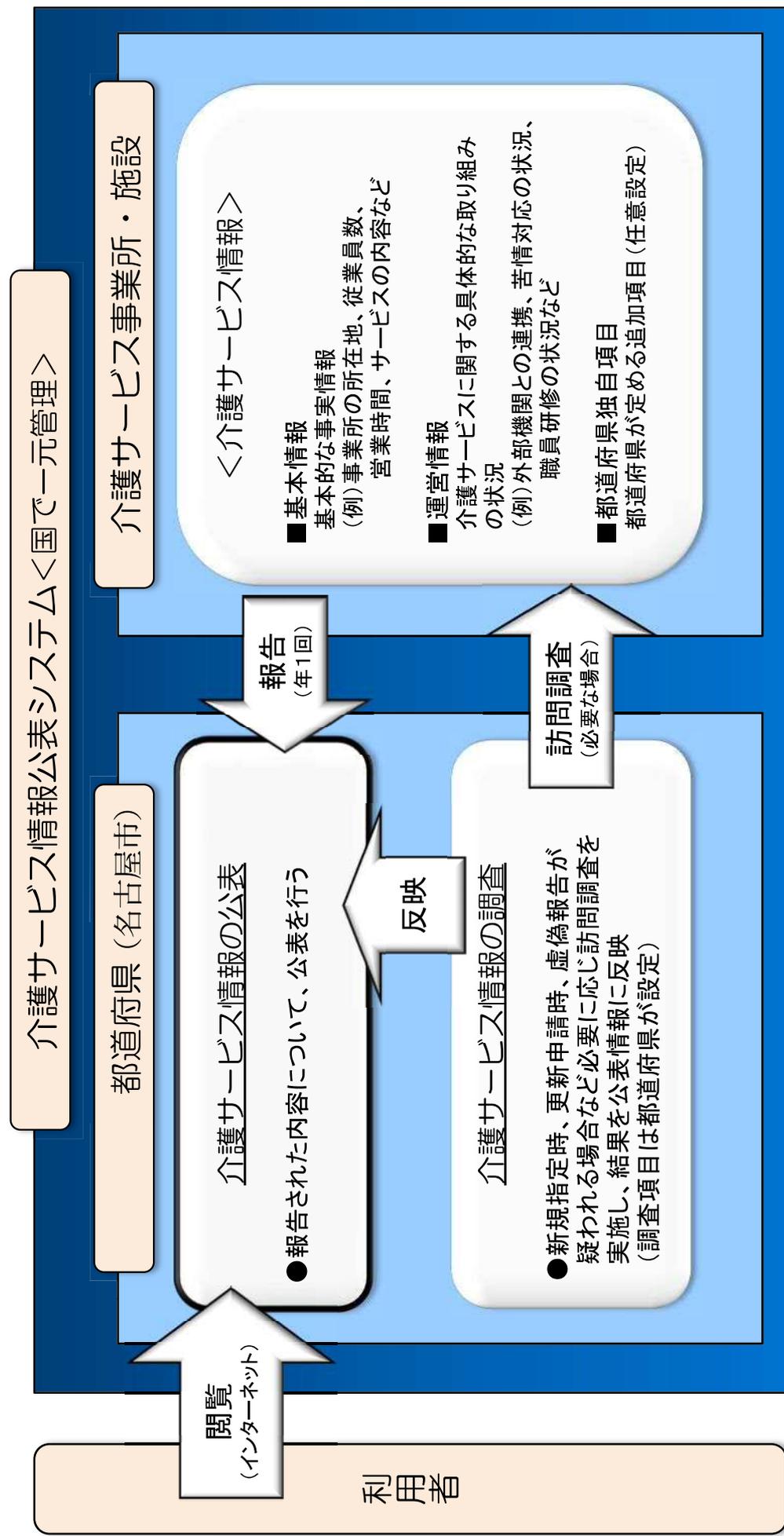
## 【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

## 【ポイント】

○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



## 居宅介護支援事業所における管理者要件について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 113 号）が、令和 2 年 6 月 5 日に公布されました。改正概要等は以下のとおりです。

### 1 改正概要

#### (1) 管理者要件における例外規定の追加

令和 3 年 4 月 1 日以降、居宅介護支援事業所管理者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする（以下「管理者要件」という。）とされておりましたが、令和 3 年 4 月 1 日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画を記した書面を本市へ届け出た場合は、介護支援専門員を管理者とする取扱いが可能となります。

#### ※不測の事態とは

管理者本人の長期療養など健康上の問題の発生、あるいは急な退職や転居等のこと

#### (2) 管理者要件適用の猶予期間の延長

令和 3 年 3 月 31 時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予されます。

### 2 改正にともなう事務取扱の変更等について

#### (1) 指定申請

指定年月日が令和 3 年 4 月 1 日以降、管理者要件を満たしていない指定申請は受理できません。

#### (2) 変更届

変更年月日が令和 3 年 4 月 1 日以降である管理者に関する変更届は、管理者要件を満たしていない場合、「管理者確保のための計画書」を必ず添付してください。（様式は令和 3 年 3 月下旬に NAGOYA かいごネットへ掲載予定）